

徳島県規則第十六号

徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年徳島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一徳島県農林水産関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十一号）の項に次の一号を加える。

三百五十五の十九 林業に関する研修手数料

別表第一徳島県公害紛争処理条例（昭和四十五年徳島県条例第五十四号）の項を次のように改める。

徳島県公害紛争処理条例（昭和四十五年徳島県条例第五十四号）	五百三十七 削除
	五百三十八 調停申請手数料
	五百三十九 仲裁申請手数料
	五百四十 調停手続参加申立て手数料
	五百四十一から五百四十四まで 削除

別表第一徳島県立総合看護学校の設置及び管理に関する条例（平成二十二年徳島県条例第十号）の項を削り、同表徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例（平成十六年徳島県条例第六十九号）の項第五百四十四号の二を次のように改める。

五百四十四の二 削除

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。